

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	苫小牧市 国民健康保険関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

苫小牧市長

## 公表日

平成31年1月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行っている。また、地方税法により国民健康保険税の賦課及び徴収を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る申請等の受理・審査・応答に関すること</li> <li>・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証 又は特別療養証明書に関すること</li> <li>・保険給付の支給に関すること</li> <li>・一部負担金に係る措置に関すること</li> <li>・一時差止めに関すること</li> <li>・国民健康保険税の賦課・徴収に関すること</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーについて&gt;            情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
③システムの名称	<p>(1) 基幹業務システム(国保資格・国保賦課・国保給付)</p> <p>(2) 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>(3) 団体内統合宛名システム</p> <p>(4) 中間サーバー</p> <p>(5) 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>(6) 既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<p>(1) 被保険者台帳情報ファイル</p> <p>(2) 賦課情報ファイル</p> <p>(3) 給付情報ファイル</p> <p>(4) 収納情報ファイル</p> <p>(5) 滞納情報ファイル</p>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法            第9条第1項 別表第1(項番16、30)</p> <p>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令            第16条、第30条</p> <p>○苫小牧市個人番号の利用に関する条例            第3条第2項 別表2(項番2、3)</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27、42、43) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条の2、第26条  <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、97) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、 第22条の4、第24条の3、第25条の2、第35条、第38条の2、第46条、第51条、第55条の3、第59条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民生活部国保課	
②所属長の役職名	市民生活部国保課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6418 メールアドレス:kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6418 メールアドレス:kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	(1) 基幹業務システム(国保資格・国保賦課・国保給付) (2) 国保総合システム (3) 団体内統合宛名システム (4) 中間サーバー (5) 住民基本台帳ネットワークシステム (6) 既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	(1) 基幹業務システム(国保資格・国保賦課・国保給付) (2) 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 (3) 団体内統合宛名システム (4) 中間サーバー (5) 住民基本台帳ネットワークシステム (6) 既存住民基本台帳シ	事前	国民健康保険制度改革に伴う国保総合(国保集約)システムの利用開始のため
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民生活部国保課長 相原 雅人	市民生活部国保課長 吉田 陽輔	事後	人事異動に伴う所属長名の変更
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	(1) 基幹業務システム(国保資格・国保賦課・国保給付) (2) 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 (3) 団体内統合宛名システム (4) 中間サーバー (5) 住民基本台帳ネットワークシステム (6) 既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	(1) 基幹業務システム(国保資格・国保賦課・国保給付) (2) 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 (3) 団体内統合宛名システム (4) 中間サーバー (5) 住民基本台帳ネットワークシステム (6) 既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))	事後	次期国保総合システムが稼働し、以前の国保総合システムが使用されなくなったことによる名称変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16、30)  ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第1項 別表1(項番1(1)) 第2項 別表2(項番19)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16、30)  ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条、第30条  ○苫小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第2項 別表2(項番2、3)	事後	主務省令の追加及び条例改正のため
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第2 (情報照会の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、45、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109 (情報提供の根拠) 項番42、43、44、45	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27、42、43) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条の2、第26条  <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93、97) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、 第22条の4、第24条の3、第25条の2、第35条、第38条の2、第46条、第51条、第55条の3、第59条	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民生活部国保課長 吉田 陽輔	市民生活部国保課長	事後	様式改正のため
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年7月27日時点	事後	計数時点の更新